

土浦市農業集落排水事業経営戦略

令和3年3月

土浦市

目 次

1	計画策定の趣旨	1
(1)	目的	1
(2)	背景	1
(3)	計画期間	1
2	土浦市の現状	2
3	農業集落排水事業の概要	4
4	農業集落排水事業の経営の基本方針	4
(1)	基本方針	4
(2)	課題	4
5	投資・財政計画	5
(1)	農業集落排水施設の更新等の計画	5
(2)	計画期間内の投資的経費の概要	5
(3)	農業集落排水施設の更新・修繕計画における財源	7
6	事業経営の効率化・健全化の取組	7
(1)	組織及び人材に関する事項	7
(2)	農業集落排水事業に関する事項	7
(3)	使用料等の収入に関する事項	8
(4)	地方債の償還事業	9
(5)	一般会計繰入金	9
(6)	農業集落排水事業の経営に関する事項	10
(7)	経費の有効的な投資計画について	10
(8)	情報公開に関する事項	11
7	農業集落排水事業の事業継続に向けて	11
(1)	地方公営企業法の適用	11
(2)	財源の確保と費用の縮減	11
(3)	最適整備構想の策定と広域化共同化計画	11
	「投資・財政計画」	12

1 計画策定の趣旨

(1) 目的

農業集落排水事業は、農業集落の形態に適した小規模集合処理方式の汚水処理システムであり、処理水の再利用や発生汚泥の農地還元などを見据えた、水資源・有機資源のリサイクル事業として事業が進められている。

しかしながら、全国的に進んでいる人口減少や少子高齢化の波は本市においても徐々に進行しており、将来的には、利用者の減少に伴う料金収入の減少に加えて、今後確実に実施すべき施設の大規模修繕や更新等による経営状況の不安定化を避けるため、なお一層の効率的な経営が求められている。

このため、長期的な事業の継続に資するため、「投資」と「財政」の両面から、今後の経営の方向性を明らかにする「経営戦略」を策定し、経営基盤の強化と適正な事業の継続を図ることを目的とする。

(2) 背景

行政活動の中でも、地方公営企業ないし同種の事業として位置付けられる農業集落排水事業においては、使用料収入等による適正な事業運営が求められているが、近い将来の課題として、人口減少等に伴う使用料収入の減少や、保有資産の更新等に伴う投資的経費の増大が見込まれており、経営環境が厳しくなっている。

このような中、農業集落排水事業は、市民の日常生活に欠かせない重要なサービスを提供する役割を果たしており、将来にわたって継続的かつ安定的な事業継続が求められている。

このため、国においては、中長期的な経営の方針を示す「経営戦略」を策定し、長期的に安定した事業の継続に資することを要請している。

(3) 計画期間

中長期的な観点から、本計画の計画期間は10年間と定める。

ただし、計画期間の途中であっても、市長が特に必要と判断した場合は、計画の見直しを行うこととする。

○ 計画期間 10年間 (令和3年度 ～ 令和12年度)

2 土浦市の現状

土浦市は、首都東京から至近の位置に立地し、古くから茨城県南部を代表する商都として繁栄してきた。

近年では、全国的にも課題となっている人口減少や少子高齢化が進展しており、将来的には国内需要や労働人口の減少傾向が予想されるなど大変厳しい財政状況が予想されている。

はじめに、人口動向の想定として、第8次土浦市総合計画（計画期間：H30～R9）によれば、令和7年で134,000人として見込まれていることに加え、3区分人口（年少人口：生産年齢人口：老年人口）の構成では、生産年齢人口、及び年少人口が減少、老年人口が増加という傾向が示されている。

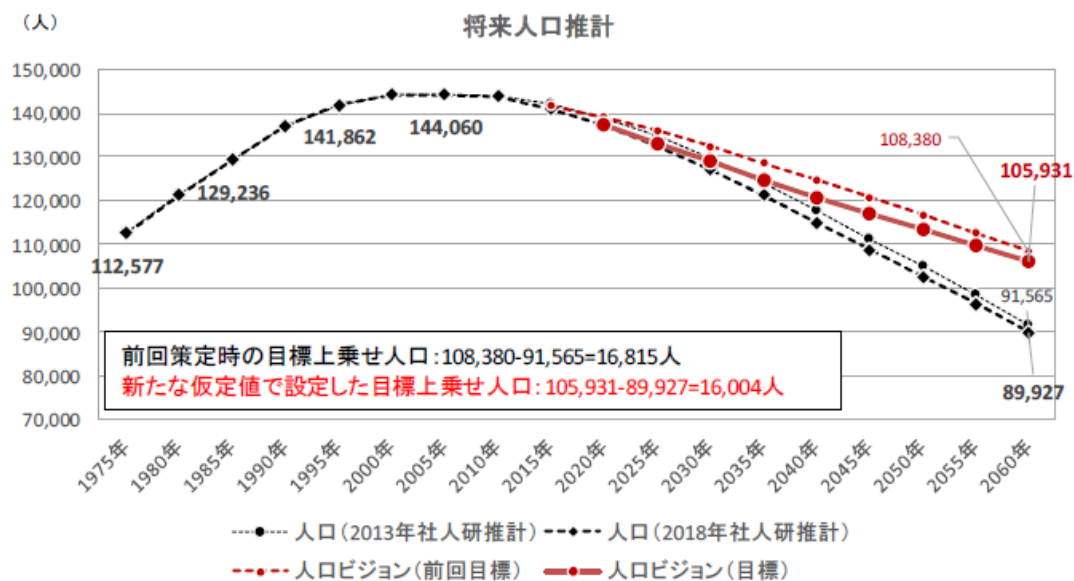
また、第2期土浦市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略（令和2年3月策定）の中では、総合計画よりも詳細な推計、対策が定められているため、本計画においては、同戦略の推計によるものを採用した。

一方、財政運営の視点では、令和2年度の「長期財政の見通しと財政運営の基本的な考え方」（計画期間：R3～R12）の中で、公共施設整備に要した起債償還や維持管理費の増加、社会保障費や老朽施設の改修・更新等を試算すると、計画期間中の総額では、約89億円の収支不足が想定されている。

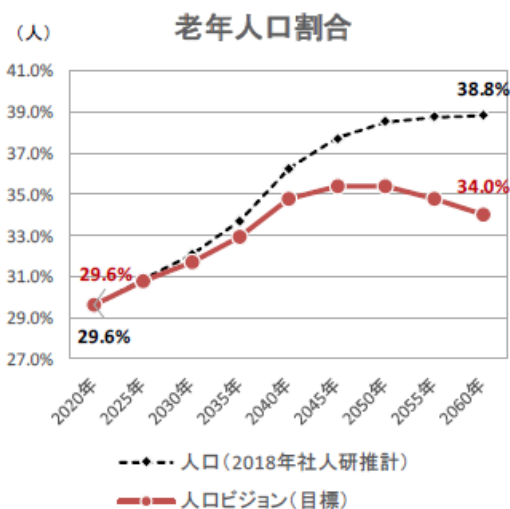
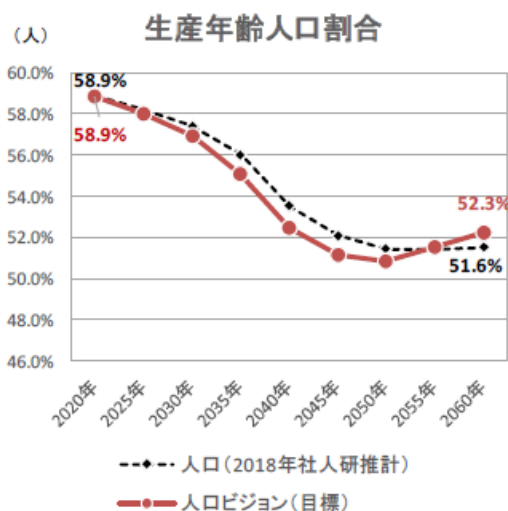
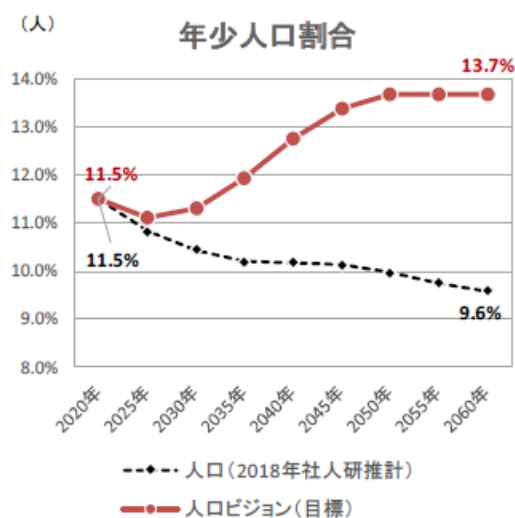
このため、使用者からの受益者負担等をもって事業継続が求められる農業集落排水事業においては、なお一層の経営基盤の強化が必要となっている。

将来人口推計

【総人口】



【年齢別人口割合】



施策展開により、年少人口比率が中長期的には13%後半で安定推移するとともに、生産年齢人口割合の上昇トレンドへの転換、老年人口割合の下降トレンドへの転換など、人口構造の若返りも目指します。

出展：第2期土浦市まち・ひと・しごと創生
人口ビジョン・総合戦略

3 農業集落排水事業の概要

本市に隣接し、日本第二位の面積を持つ「霞ヶ浦」は、その豊かな水資源の恵みにより本市の繁栄を支え、本市においては欠かすことができない自然の資産である。

近年では、生活・文化の向上の影響による霞ヶ浦の水質の悪化に対し、なお一層、公共水域の保全が強く求められている。

本市における農業集落排水事業は、このような地域の特性も踏まえた生活排水施設の拡充策の一つとして、昭和59年度に高岡地区の事業採択を受け、以降、現在までに6地区が供用開始され市民の利用に供しているところである。

また、供用開始後相当の期間が経過していることもあり、将来的にも効率的な運営を図るため保有施設（ストック）管理の適正化や改修予算の平準化に資する「最適整備構想」の策定を行うこととしている。

以下に、現在（令和2年3月末現在）の整備状況を示す。

○農業集落排水施設の概要

表1 土浦市農業集落排水事業の整備状況

区 分	高岡地区	西部地区	沢辺地区	北部地区	東部地区	西根地区	合 計
計画面積	40 ha	25 ha	50 ha	47 ha	60 ha	31 ha	253 ha
供用面積	40 ha	25 ha	50 ha	47 ha	60 ha	31 ha	253 ha
供用開始日	H11.4.1	H4.8.1	H5.4.1	H7.7.1	H11.7.1	H21.4.1	—
区域内人口	645 人	509 人	469 人	587 人	1,104 人	456 人	3,770 人
水洗化人口	644 人	502 人	462 人	566 人	1,051 人	371 人	3,596 人
水洗化率	99.8%	98.6%	98.5%	96.4%	95.2%	81.4%	95.4%

本市の農業集落排水事業は、上記のとおり、計画した6地区の整備が完了し、地域住民の生活インフラとして利用されている。

4 農業集落排水事業の経営の基本方針

（1）基本方針

衛生的で快適な生活環境を継続的に確保し、霞ヶ浦及び河川等の公共水域の水質保全に資するため、農業集落排水事業の継続的・安定的な機能確保を目指し、コスト意識を念頭においた計画的な事業運営に努める。

（2）課題

農業集落排水は、衛生的で快適な市民生活環境を支える重要なインフラ施設であり、将来にわたり安定した事業運営が必須であるため、長期的な視点に立った事業経営が求められている。

近年では、将来的な人口減少が想定されており、歳入面では、利用者の減少に

伴う料金収入の減少が予想されることや、歳出面では管理施設の経年劣化等による維持補修費の増大が見込まれるなど、将来的な経営の課題が顕在化し、事業の継続的安定的な経営が必要となっている。

5 投資・財政計画

本計画の計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間としているため、計画期間中の投資財政計画の概要を以下に示す。

(1) 農業集落排水施設の更新等の計画

本市の農業集落排水事業は、計画した6地区の整備完了により、地区内の市民に活用され、衛生的で快適な生活を提供するとともに、公共水域の水質保全に寄与しているところである。

一方で、供用開始から20年以上が経過した施設も多く、施設の一部では機器や設備の修繕・改修が始められている。

今後は、耐用年数を経過して使用している施設・設備が数多く存在しているため、これらの更新が必要となることから、相当の経費増大が見込まれる。

本計画においては、保有機器類の更新等に係る投資計画に主眼を置いて検討していくこととする。

(2) 計画期間内の投資的経費の概要

本市の農業集落排水事業は、「3 農業集落排水事業の概要」で述べたとおり、供用開始から10年から30年が経過しており、電気設備や機械設備については、耐用年数を経過した機器類が稼働している状況であり、今年度策定中の「最適整備構想」における将来的な投資計画に基づき施策を推進することとしている。

また、今後の検討課題として、国などにおいては、下水道事業との広域化・共同化計画の検討が進められているため、今後の計画の状況により、本計画についても見直しを行うこととする。

今後の投資的経費の算定に資するため、直近5年間（H27—R1）事業実績を下表に示す。

表2 直近5年間の投資的経費の状況（一部補修事業を含む）（単位：千円）

項 目	H27	H28	H29	H30	R1	計	平均
施設修繕	1,879	3,553	4,158	4,450	873	14,913	2,983
施設等更新	0	10,211	1,296	2,484	4,864	18,855	3,771
汚水枳設置	2,563	594	1,904	998	3,247	9,306	1,861
計	4,442	14,358	7,358	7,932	8,984	43,074	8,615

上記の実績により、汚水枳設置等の施設新設に要する経費は、年平均1,800千円余、施設更新及び補修経費は、年平均6,700千円余となった。

今後については、機器類等の耐用年数等の経過などを勘案し、機器等の更新経費等の増加が進むと想定されるため、令和2年度3ヶ年事業計画を参考として、下表の投資計画を見込むこととした。

表3 経営戦略期間中の投資的経費の状況 (単位：百万円)

区 分	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	合計
新 設 (柵設置等)	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	18
修 繕 等	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1	71
更 新 等	3	6.3	13.3	123.3	123.3	123.3	117	110	0	0	621.5
計	11.9	15.2	22.2	132.2	132.2	132.2	125.9	118.9	8.9	8.9	708.5

計画期間である今後10年間の投資的経費の状況は、上記の表に示したとおり、合計で、約7億8百万円が見込まれるところである。

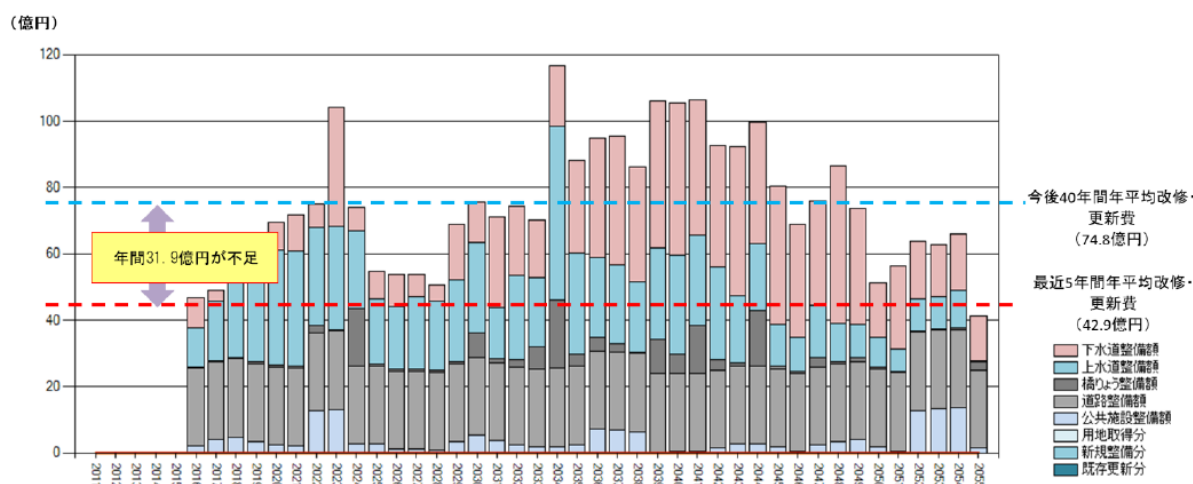
この投資見込みは、いずれも保有資産の適正な維持管理に資するための更新や改修事業であり、実施時期については、財務状況や機器類の消耗などにより予定が前後することも予想される。

参考として、土浦市公共施設等総合管理計画（平成28年度策定）に定める市内のインフラ施設全体の推計を見ると、今後40年間の平均年間所要額は約7.4億円余で、資金不足額が約3.1億円余と推計され、多額の資金不足が見込まれている。

農業集落排水施設においても、将来的に更新や維持補修が必須であることから、投資計画や資金計画を念頭に計画的な事業実施を図ることとする。

参考：土浦市公共施設等総合管理計画におけるインフラ施設の改修・更新費

今後必要となる改修・更新費



（公共施設等更新費用試算ソフトによる）

(3) 農業集落排水施設の更新・修繕計画における財源

農業集落排水事業の建設事業は、農林水産省所管の国庫補助事業及び地方債等を活用した財源により実施したところであるが、更新等の事業についても、国庫交付金や地方債等の活用により、より有利な財源を確保する必要がある。

本計画における施策の財源見込みを以下に示す。

表4 更新・修繕計画における財源

(単位：百万円)

区分	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
国庫交付金			2.5	42.5	42.5	42.5	42.5	40		
地方債			4.5	74.5	74.5	74.5	74.5	70		
その他	11.9	15.2	15.2	15.2	15.2	15.2	8.9	8.9	8.9	8.9
計	11.9	15.2	22.2	132.2	132.2	132.2	125.9	118.9	8.9	8.9

※地方債は、制度上「下水道債」の扱いとなり、充当率は100%

6 事業経営の効率化・健全化の取組

(1) 組織及び人材に関する事項

近年の行政を取り巻く状況は大きく変化しており、人・もの・金の適正な配置・配分が強く求められ、長期的な視点に立った健全な事業の継続が必要不可欠となっている。

国においては、公営企業の独立採算の原則に鑑み、経営状況の明確化に資する企業会計の導入を求めている。本市においても、先に実施した下水道事業と同様に農業集落排水事業においても、企業会計の導入を検討している。

また、先に述べたように、将来的に人口減少が見込まれる中、財政的にもなお一層の厳しさが予想されており、常に事業効率と財源を念頭に置いた事業経営が必要となっている。

これらのことから職員においては、企業会計の導入により、企業として効率的な経営の推進と事務内容の変革が必要となるため、地方公営企業の職員としての自覚と能力の向上を図っていくことが必要である。

また、一方では、技術職員の不足も顕在化してきており、今後は、多年の経験を積んだベテラン職員が離職していくことが予想されているため、若年層の職員の知見の蓄積も継続して進めて行く必要がある。

(2) 農業集落排水事業に関する事項

農業集落排水事業は、先に述べたとおり、地域住民の生活インフラとして市民の利用に供しており、併せて、公共水域の水質保全にも寄与している一方で、長期的視点に立った今後の事業運営については、人口減少等に伴う歳入の減少傾向や、修繕改築を見据えた投資計画の増加が予想されており、公営企業としての運営においては、使用料等の受益者負担による企業運営が求められていることから、適切な経

費配分と職員のコスト意識の向上が必要となる。

(3) 使用料等の収入に関する事項

農業集落排水施設使用料については、公営企業として独立採算の原則のもと、必要な経費とのバランスを保ちながら決定・徴収することとなっている。

本市の農業集落排水施設使用料については、改定はされておらず当初から現行使用料で運営しているが、施設の運営経費なども増加傾向にあるため、歳入と歳出のバランスに考慮した料金体系の整備が必要となる。さらに、今後は、施設の大規模修繕や更新等も必要となるため、長期的にも適切な使用者負担が求められる。

【現行の農業集落排水施設使用料】

現行の使用料は、以下のとおり人数割の料金体系となっている。

表5 農業集落排水施設使用料 (税抜き)

基本料金	人員割料金
1世帯につき 3,000 円/月	世帯員 1 人につき 250 円

【農業集落排水施設の使用料収入及び使用料単価】

表6 過去5年間の使用料収入等の状況

項 目	H27	H28	H29	H30	R1
有収水量 (千 m^3)	391	398	391	365	401
使用料収入 (千円)	54,691	54,615	55,819	56,180	56,747
使用料単価 (円/ m^3)	139.9	137.2	142.8	153.9	141.5

※使用料単価＝使用料収入／有収水量

【汚水処理原価及び経費回収率】

農業集落排水事業の経営状況の指標の一つが経費回収率である。

本事業に係る汚水処理原価及び経費回収率の状況を以下に示す。

表7 過去5年間の経費回収率等の状況

項 目	H27	H28	H29	H30	R1
有収水量(千 m^3) (再掲)	391	398	391	365	401
汚水処理費 (千円)	67,096	70,751	74,170	96,878	80,136
汚水処理原価 (円/ m^3)	171.6	177.8	190.0	265.4	199.8
経費回収率 (%)	81.5	77.2	75.2	58.0	70.8

※汚水処理費 ＝維持管理費 ＋ 資本費のうち汚水処理費相当分

汚水処理原価＝汚水処理費／有収水量

経費回収率 ＝使用料単価/汚水処理原価

上記の2つの表に示した直近5年間の農業集落排水事業の経営状況によると、有収水量及び料金収入は概ね横ばいの状況であるが、特別の事業（料金関係システムの構築）を実施したH30年を除いても、污水处理費は年々増加傾向であり、污水处理原価は上昇し経費回収率は低下する傾向となっている。

今後は、人口減少のため料金収入の増加は見込めないことから、効率的な維持管理による污水处理費の削減とともに、料金単価の検討も行う必要がある。

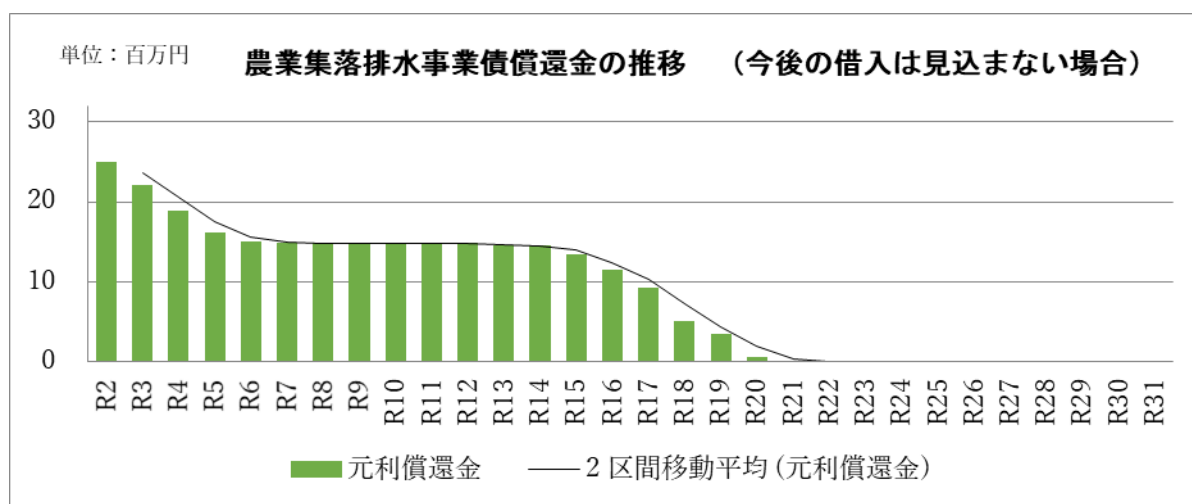
（４）地方債の償還事業

事業経営の視点からは、地方債の償還金の推移についても確認する必要がある。

本市の農業集落排水事業においては、最後に整備が完了した西根地区の整備事業以降地方債の発行は無く、償還計画も以下に示すとおりである。

今後の事業運営上、施設の大規模補修や設備更新の時期を迎えることから、その財源として、地方債の発行が予定されるため、（本計画、5（3）に示す財源計画を参照）事業運営上の視点も加味した更新等の計画が必要となる。

表8 地方債の償還金額の推移（現行）



※このグラフは、令和元年度末ベースで作成（令和2年度以降の借入を考慮していない）

（５）一般会計繰入金

農業集落排水事業は、特別会計の編成により、原則、使用料等の受益者負担で経費を賄い運営することとされているが、本市の農業集落排水事業においては、一部に財源不足を生じているため、一般会計からの繰入金を活用している状況となっている。

一般会計繰入金の中には、総務省が毎年定める「繰出基準」が決められており、この繰出基準に定められた範囲での事業運営を目指すことが求められている。

これらの基準を踏まえた一般会計繰入金の状況を下表に記す。

表9 近年の一般会計繰入金の状況

(単位：千円)

項 目	H27	H28	H29	H30	R1
繰入金合計	54,750	48,950	51,700	64,800	52,507
うち基準内繰入金	32,010	30,767	29,700	27,676	26,549
うち基準外繰入金	22,740	18,183	22,000	37,124	25,958

※各年度の地方公営企業決算状況調査による。

いずれの年度も、基準外の繰入金が必要となっているが、基準外繰入金の額は、割合として概ね5割程度、金額では、約2千万円程度となっている。

この一般会計繰入金の状況から、本市の農業集落排水事業の運営については、なお一層の事業費の効率化の推進とともに、地方債償還金額の推移、今後実施が予想される改修・更新事業の実施時期や手法等の選定に加えて、歳入の増加手法なども含めた総合的な運営手法の検討・実施に留意すべきと読み取れる。

(6) 農業集落排水事業の経営に関する事項

現在の自治体を取り巻く状況は、刻一刻と変化を続けており、様々な住民要請が増加する一方で、少子高齢化が進むなど自治体運営の厳しさが増している。

そのような中、公営企業としての汚水処理事業については、国からの要請もあり、全国の地方自治体では、順次、地方公営企業法の適用を取り入れた企業会計の導入による事業の「見える化」などで適正な事業運営の継続が求められている。

本市においても、令和2年度から下水道事業において法適化に移行したところであり、農業集落排水事業についても、法適化の検討が進められているところである。

いずれにおいても、農業集落排水事業が持つ事業主旨を損なうことなく、継続した健全な事業運営を行うため、「資産・資金・人材」を的確に管理運営することにより、少子高齢化が進む社会構造においても、適切な資産管理のための更新等の投資計画を運用していかなければならない。

一方では、汚水処理の効率化を図るため検討がはじめられた、「最適整備構想」や下水道事業との統合等を検討する「広域化・共同化計画」等の進捗状況を見据えながら事業の適切な運営が求められている。

事業の推進に際しては、事業に関わるすべての人が効率的な事業手法を取り入れることから、使用者である市民も含め、職員の意識改革やコストと成果の両面から事業効率を追求しながら事業の継続を図ることとする。

(7) 経費の有効的な投資計画について

事業の推進に必要な経費については、長期的・総合的なコスト意識により、省エネ機器などの新たな技術を取り入れながら経費節減に取り組むこととする。

施設の維持管理や料金賦課・徴収などのすべての関係業務において、コスト意識を踏まえた事業の改善を検討していくこととする。

料金徴収業務については、既に、上下水道料金とともに、近隣2市町の同種業務との共同で受託業者の選考を行うなど、広域化・共同化の導入が行われており、コ

ストの削減が図られているが、なお一層のコスト削減の手法等も積極的に検討を行っていくこととする。

（８）情報公開に関する事項

本市の農業集落排水事業については、現在も市報や市ホームページ等を活用して事業の情報を公開しているが、今後については、現在の公開内容を再検証し、必要に応じ情報の質を上げるなど適宜情報公開を進めていくこととする。

７ 農業集落排水事業の事業継続に向けて

本計画において、土浦市の農業集落排水事業の現状と健全で継続的な事業運営の手法を定めてきたが、結びに今後の事業継続の方向性を再確認しておくこととする。

（１）地方公営企業法の適用

現在、国からの要請を受け、企業会計の導入に向けた検討が進められているが、保有資産や事業内容・経営状況の見える化を進めていく。

特別会計と企業会計の経理手法では、予算や収益、費用、保有資産などほぼすべての経理手法が変更されることから、企業会計の導入後は、事業手法の変更等が予想されるため、必要に応じ本計画の見直しを行うこととする。

（２）財源の確保と費用の縮減

本市の農業集落排水事業は、整備計画を定めた６地区ですべて供用が開始されており、有収水量による使用料収入の確保が必要である。

一方経費の縮減については、更なる効率的な事業運営が求められる。現在、検討が始められている広域化などのスケールメリットを考慮した事業再編や省エネ機器の再整備等を含めて経費縮減を計画的かつ継続して実施する。

（３）最適整備構想の策定と広域化共同化計画

最適整備構想の策定については、本市農業集落排水事業の供用６地区のうち、供用開始から２０年を経過している５地区を対象に策定を進めているが、計画の趣旨及び内容を再確認して、今後の事業経営に活用していかなければならない。

広域化共同化計画については、下水道事業との統合を念頭に検討が進められているが、調査計画の趣旨及び内容を確認して今後の事業経営を行う必要がある。

これらの計画については、独立して策定しているが、計画内容については、下水道事業計画との双方の視点から検討する必要があるため、最も有効的な事業計画を立てなければならないことに留意する必要がある。

また、下水道事業は「都市計画事業」であり、都市計画法等の法令に基づいた事業であることから、農業集落排水事業と下水道事業の広域化共同化には法令等に則した事業内容や料金体系等も含めた整理が必要である。

(法非適用企業)

投資・財政計画

(収支計画)

(単位: 千円, %)

■農業集落排水事業

区 分		年 度	前年度 (決 算)	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収 益 的 収 入	収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	106,685	111,443	108,586	111,805	102,780	101,859	102,165	102,741	103,317	103,893	104,627	107,804
		(1) 営 業 収 益 (B)	56,747	57,151	57,105	57,059	57,013	56,967	56,921	56,875	56,830	56,785	56,740	56,695
		ア 料 金 収 入	56,747	57,151	57,105	57,059	57,013	56,967	56,921	56,875	56,830	56,785	56,740	56,695
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
		ウ そ の 他												
		(2) 営 業 外 収 益	49,938	54,292	51,481	54,746	45,767	44,892	45,244	45,866	46,487	47,108	47,887	51,109
		ア 他 会 計 繰 入 金	45,649	45,003	49,192	52,457	43,478	42,603	42,955	43,577	44,198	44,819	45,598	48,820
		イ そ の 他	4,289	9,289	2,289	2,289	2,289	2,289	2,289	2,289	2,289	2,289	2,289	2,289
	収 益 的 支 出	2 総 費 用 (D)	85,743	91,415	90,809	90,430	90,183	90,053	90,304	90,630	90,952	91,268	91,556	91,482
		(1) 営 業 費 用	79,474	85,037	85,037	85,165	85,293	85,421	85,549	85,677	85,806	85,935	86,064	86,193
		ア 職 員 給 与 費												
		うち 退 職 手 当												
		イ そ の 他	79,474	85,037	85,037	85,165	85,293	85,421	85,549	85,677	85,806	85,935	86,064	86,193
		(2) 営 業 外 費 用	6,269	6,378	5,772	5,265	4,890	4,632	4,755	4,953	5,146	5,333	5,492	5,289
		ア 支 払 利 息	5,607	4,985	4,379	3,872	3,497	3,239	3,362	3,560	3,753	3,940	4,099	3,896
		うち 一 時 借 入 金 利 息												
		イ そ の 他	662	1,393	1,393	1,393	1,393	1,393	1,393	1,393	1,393	1,393	1,393	1,393
		3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	20,942	20,028	17,777	21,375	12,597	11,806	11,861	12,111	12,365	12,625	13,071	16,322
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	9,253	8,401	11,984	8,984	22,284	132,284	132,284	132,284	125,984	118,984	8,984	8,984
		(1) 地 方 債					4,500	74,500	74,500	74,500	74,500	70,000		
		うち 資 本 費 平 準 化 債												
		(2) 他 会 計 補 助 金	6,858	7,435	11,018	8,018	14,318	14,318	14,318	14,318	8,018	8,018	8,018	8,018
		(3) 他 会 計 借 入 金												
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金				2,500	42,500	42,500	42,500	42,500	42,500	40,000		
	資 本 的 支 出	(6) 工 事 負 担 金	2,395	966	966	966	966	966	966	966	966	966	966	966
		(7) そ の 他												
		2 資 本 的 支 出 (G)	29,926	29,012	29,761	30,359	34,881	144,090	144,145	144,395	138,349	131,609	22,055	25,306
		(1) 建 設 改 良 費	8,984	8,984	11,984	15,284	22,284	132,284	132,284	132,284	125,984	118,984	8,984	8,984
		うち 職 員 給 与 費												
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	20,942	20,028	17,777	15,075	12,597	11,806	11,861	12,111	12,365	12,625	13,071	16,322
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金												
		(5) そ の 他												
		3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 20,673	△ 20,611	△ 17,777	△ 21,375	△ 12,597	△ 11,806	△ 11,861	△ 12,111	△ 12,365	△ 12,625	△ 13,071	△ 16,322

(法非適用企業)

投資・財政計画
(収支計画)

(単位: 千円, %)

■農業集落排水事業

収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	269	△ 583											
積 立 金 (K)													
前年度からの繰越金 (L)	314	583											
前年度繰上充用金 (M)													
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	583												
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)													
実 質 収 支 黒 字 (P)	583												
(N)-(O) 赤 字 (Q)													
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)													
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	100	100	100	106	100	100	100	100	100	100	100	100	100
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)													
営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	56,747	57,151	57,105	57,059	57,013	56,967	56,921	56,875	56,830	56,785	56,740	56,695	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)													
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (T)													
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)													
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)													
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)													
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)													
地 方 債 残 高 (X)	220,186	200,158	182,381	167,306	159,209	221,903	284,542	346,931	409,066	466,441	453,370	437,048	

○他会計繰入金

(単位: 千円)

年 度		前年度 (決 算)	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
区 分	収 益 的 収 支 分	45,649	45,003	49,192	52,457	43,478	42,603	42,955	43,577	44,198	44,819	45,598	48,820
	うち基準内繰入金	26,549	26,094	30,472	33,924	25,130	24,438	24,972	25,774	26,573	27,370	28,323	31,718
	うち基準外繰入金	19,100	18,909	18,720	18,533	18,348	18,165	17,983	17,803	17,625	17,449	17,275	17,102
資 本 的 収 支 分	6,858	7,435	11,018	8,018	14,318	14,318	14,318	14,318	14,318	8,018	8,018	8,018	8,018
	うち基準内繰入金												
	うち基準外繰入金	6,858	7,435	11,018	8,018	14,318	14,318	14,318	14,318	8,018	8,018	8,018	8,018
合 計		52,507	52,438	60,210	60,475	57,796	56,921	57,273	57,895	52,216	52,837	53,616	56,838

土浦市農業集落排水事業経営戦略

下水道課

令和3年3月